



誘導区域図

(11 / 27)

行政区域
都市計画区域
市街化区域

都市機能誘導区域
□ 中心拠点
○ 地域拠点

居住誘導区域
■ 都心居住区域
□ 公共交通沿線居住区域
■ 居住環境形成区域

その他の市街化区域
■ 一般居住区域
□ その他の市街化区域
その他の市街化区域
土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域、
土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、
特別警戒区域、地区計画の「50年」の建物が
制限されている区域、みたけ地区を除く工業地域、
製油施設、公団

0 100 300 500m
1,250m

この地図は、岩手県の承認を得て岩手県所有の
地図に在る都市計画図(1/2500, 1/10000を
複製したもの)を、
平成28年8月21日岩手県指令第8-5号